

内閣参質一二九第八号

平成六年七月十九日

内閣総理大臣 村山富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 既正敏君提出防衛庁における「戦略」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 既正敏君提出防衛庁における「戦略」に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

防衛庁における「戦略」及び防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）第六条に規定される「防衛戦略」は、それぞれ一般的な意味で使用されているものであるが、いずれにせよ、我が国は憲法及び基本的な防衛政策に従い、自ら適切な規模の防衛力を保有するとともに、日米安全保障体制を堅持することによって、我が国に対する侵略を未然に防止することを防衛の基本としてきたところである。

なお、同訓令第六条の規定によれば、統合長期防衛見積りの中で「防衛戦略」を考察することとされているが、統合長期防衛見積りの内容については、事柄の性質上、答弁することを差し控えたい。